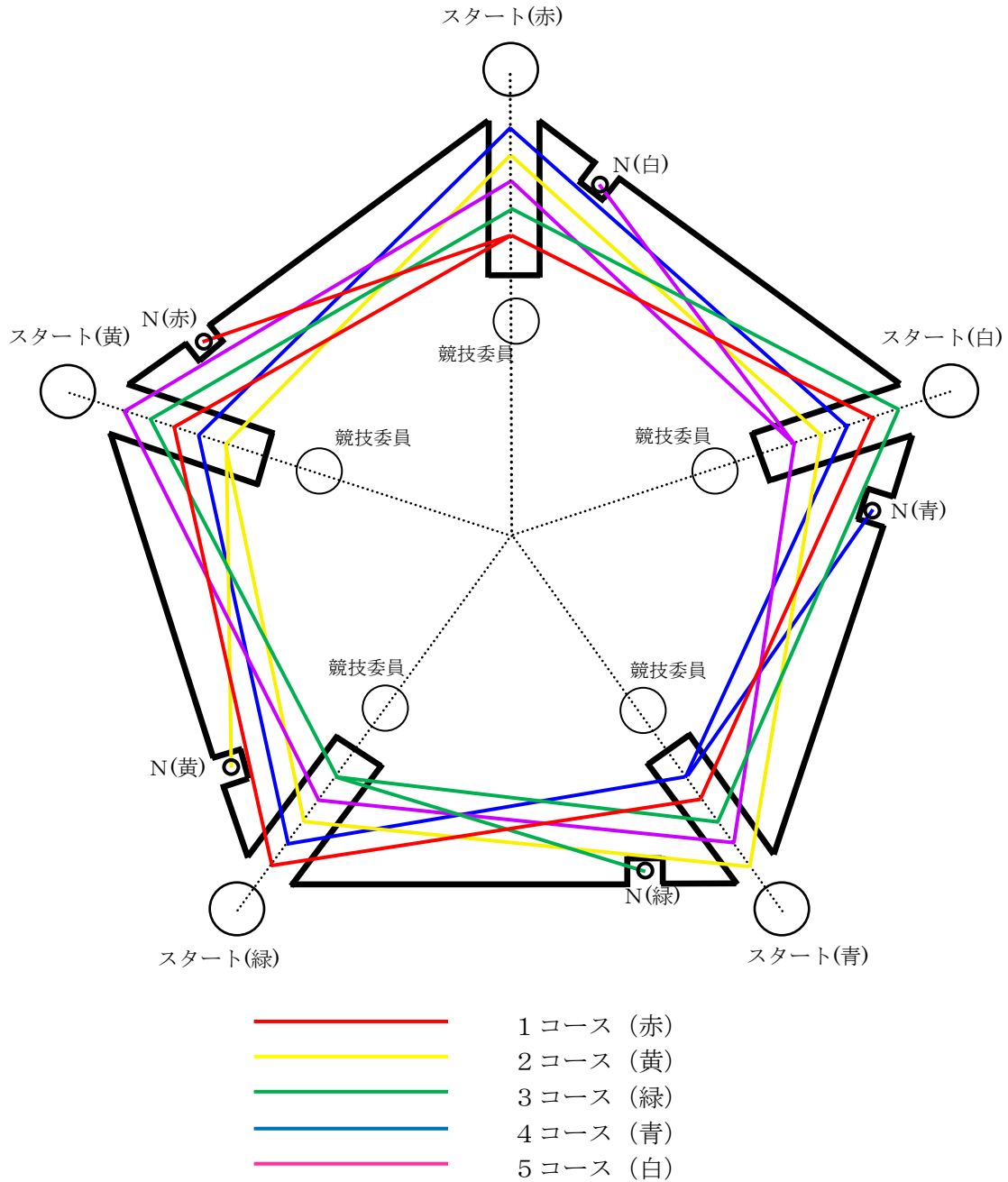


外業競技中の立入制限区域について



- 1 太線の中には絶対に立ち入らない。(境界線は、グラウンドに明示する)
- 2 原則として測点上に設置されている器械の前(視準方向)を通過しないこと。ただし、作業の妨害にならなければ減点の対象とはしない。
- 3 観測していなくても測点上に設置されているプリズムの前を通過しないこと。

(備考)

- 1 トラバースの角数は五角形とし、総測線長は140m～150mとする。
- 2 五角形内の測点より、放射線状に測点①-⑤を2.0mの間隔で設ける。
- 3 測点と立入禁止区域との間は、2.0mの間隔をあける。
- 4 中心角は、 $72^{\circ} \pm 10^{\circ}$ の範囲で任意とする。
- 5 測点を示すコノエダブルとコノエネイルは、No. 3の規格のものを用いる。